

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び玄海町財務規則（昭和47年玄海町規則第13号）第121条の規定に基づき公告する。

令和8年7月16日

玄海町長 脇山 伸太郎



1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和8年度 電源立地地域対策交付金事業
玄海町新設児童館什器備品購入業務
- (2) 業務概要 新設児童館の備品什器の購入
- (3) 業務場所 東松浦郡玄海町大字 新田 地内
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、唐津警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和7・8年度の玄海町入札参加資格者資格申請を行っている者であること。
- (2) 佐賀県内に本社、本店、支社又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続きに関する事項

入札に参加する意思がある者は、別添入札参加申込書及び必要資料等を期日までに玄海町役場こども・ほけん課へ提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年8月7日(金) 17時15分
- (2) 受付期間 入札公告の日から前号提出期限(土・日曜日、祝日を除く)の8時30分から17時15分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。(期日までに必着のこと)
- (4) 提出先 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町役場 こども・ほけん課 こども係
- (5) 提出内容 ①一般競争入札参加申込書(様式1)
②営業概要書(様式2)
③誓約書(様式3)
- (6) 申込様式の入手先 玄海町役場こども・ほけん課(1階)又は玄海町ホームページ

4 入札参加資格の決定

- (1) 入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できるものとする。なお、資格を有しない場合のみ、令和8年8月10日(月)までに電子メール等で通知する。
(資格を有する場合は、特に通知をしないので申請どおり入札に参加すること。)
- (2) 入札参加申込書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届(様式4)を令和8年8月21日(金)までに書面で提出すること。

5 同等品の事前申請

別紙1「什器備品リスト」に記載する例示品以外の同等品で応札する場合は、納入予定物品について同等品確認申請書(様式5)を令和8年7月27日(月)までに、電子メー

ル (kodomohoken@town.genkai.lg.jp) により玄海町役場こども・ほけん課へ提出しなければならない。

同等品承認可否については、令和8年7月31日（金）までに、電子メールにより通知する。なお、承認を受けていない物品での応札は認められない。

6 入札日

- (1) 日 時 令和8年8月24日（月） 午後2時～午後4時 *詳細は別途通知
- (2) 場 所 玄海町役場3階 第4会議室
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による入札（郵送不可）

7 入札日程

手続き等	期間・期日・期限	場所等
公告日	令和8年7月16日（木）	町役場前掲示板 値賀出張所掲示板 町ホームページ
仕様書等の閲覧	公告日～入札日	町ホームページ
同等品確認申請書の提出	令和8年7月27日（月）まで	電子メールにより提出
同等品確認申請書に対する回答	令和8年7月31日（金）までに回答	電子メールにより回答
入札参加申込書の提出	令和8年8月7日（金）まで	教育課
質問書の受付期間	令和8年8月7日（金）まで	電子メールにより提出
質問書に対する回答	令和8年8月10日（月）までに回答	町ホームページ
入札日	令和8年8月24日（月）	玄海町役場

8 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に100/110を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 見積もる契約金額の100分の5以上を納めること。ただし玄海町財務規則第124条第1項各号の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、玄海町財務規則第137条の2第3項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者は、予定価格以下で且つ最低価格で入札した者を落札者と決定する。

イ 初度の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

ウ 同価格の落札者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第1回目を含め3回を限度)を行う。

(5) その他注意事項

ア 代理人出席の場合は、委任状を提出すること。

イ 入札に当たっては、関係法令及び玄海町財務規則を遵守すること。

(6) この什器備品購入の契約については、玄海町議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

10 入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、玄海町ホームページから質問書（様式6）をダウンロードし、照会先へ照会期限までにメールで提出すること。

(1) 照会期限 令和8年8月7日（金）正午

(2) 照会先 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

玄海町役場 こども・ほけん課 こども係

電話：0955-52-2159 FAX：0955-52-2813

E-mail：kodomohoken@town.genkai.lg.jp

※ 質問書には必ずメールアドレスを記載すること。

(3) 回 答 受けた質問と回答については、令和8年8月10日（月）17時15分までに町ホームページに掲載するものとする。

ただし、本入札とおおよそ関係が無い質問や入札の競争性を害するような質問、その他正当ではないと判断した質問については回答しない。

